

許可番号第 09010016156 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市守山区吉根二丁目3006番地

氏 名 フジ建設 株式会社  
代表取締役 高山 靖徳 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

優良

豊田市長 太田 稔



許可の年月日

令和5年 5月21日

許可の有効年月日

令和12年 5月20日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

（1）積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉛さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 16品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（2）積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 7品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

（1）所在地



許可番号第 09010016156 号

豊田市八草町丁田 1233 番 6

(2) 面積

4, 461m<sup>2</sup> (保管面積 146.95m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(4) 保管上限

150.09m<sup>3</sup>

(5) 高さ

1.25m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 5月21日 更新許可

平成16年 5月21日 更新許可

平成21年 5月26日 更新許可

平成28年 6月 9日 更新許可（優良認定）

令和 5年 5月21日 更新許可（優良認定）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

●

